**2020年度 実践的英語体験活動推進事業（グローバル体験プログラム）**

**事業委託仕様書**

**１　事業名**

実践的英語体験活動推進事業（通称：グローバル体験プログラム）

**２　事業目的**

大阪府では、大阪府内に所在する高等学校等の生徒及び中学３年生を対象に、海外等の雰囲気を再現した模擬施設を活用し、外国人スタッフとの英語だけを使った実践的英語体験（以下「グローバル体験プログラム」という。）を実施する。

受講生の海外への興味や、外国人と英語でコミュニケーションをとることの必要性に気付かせるとともに、インバウンドが年々増加する中、外国人に対し、大阪の魅力を伝えたり、困っている方に積極的に声をかけることができるなど、自然に英語で交流を図ることができるコミュニケーション感覚・能力を育成し、大阪が国際競争に勝ち抜くために必要な将来のグローバル人材となりうる層の裾野を拡げることをめざす。

**３　契約期間**

2020年４月1日から2021年３月31日まで（予定）

**４　履行場所**

大阪府内

**５　委託上限額**

7,894千円（消費税及び地方消費税を含む）

**６　企画提案を求める事項**

1. 実施体制
2. スケジュール
3. 受講生募集
4. カリキュラム
5. 評価体制

**（１）実施体制**

本事業の実施のために配置する人員やスキル（業務経験や年数、類似事業での実績等）を明示した上で、具体的な実施体制を提案すること。

**（２）スケジュール**

下記（３）及び（４）について、事業を計画的かつ効率的に実施できるよう、スケジュールを作成・提案すること。

**（３）受講生募集**

　「７（１）受講生募集」を基にして、受講生募集の方法を提案すること。

**（４）カリキュラム**

受講生の海外への興味や、外国人と英語でコミュニケーションを図ることの必要性に気付かせ、困っている外国人を見かけたとき積極的に声をかけることができるなど、自然に英語で交流を図ることができるコミュニケーション感覚・能力を育成するプログラムとなるよう、「７（２）プログラムの実施」を基にして、本事業の具体的なカリキュラムを提案すること。ただし、海外等の雰囲気を再現した模擬施設を活用し、外国人スタッフとの英語だけを使った実践的な英語体験となるよう配慮すること。なお、提案にあたっては実施予定団体数を明記すること。また、使用するテキスト等のサンプルを添付すること。

**（５）評価体制**

プログラムの効果検証、評価を行う体制を具体的に提案すること。

**７　委託事業の内容**

1. 受講生募集
2. プログラムの実施
3. 効果検証・評価
4. **受講生募集**

・ 以下の「受講生募集概要」を基にして、受講生の募集を行うこと。

・ 本事業専用のウェブページを立ち上げ、受講生募集に係る案内を行うこと。

・　広く本事業の広報を行い、募集定員に達する受講生を確保すること。

（参考）受講生募集概要（予定）

1. 対象者
	1. 大阪府内に所在する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程（以下「高校等」という。）に在学中の生徒
	2. 大阪府内に所在する中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部（以下「中学校等」という。）の第3学年に在学中の生徒
2. 募集定員　2,000名（但し、①1,500名、②500名を目処とする。）

**（２）プログラムの実施**

* 1. **プログラムの概要**

・ １レッスン120分以上とすること。

・ 受講生が通いやすく利便性・安全性が高い会場を確保し、プログラムを実施すること。

・　高校等の生徒については、当該高校等単位での申込・参加を基本とすること。

・ 中学校等の生徒については、当該中学校等単位での申込・参加を基本とするが、日時の指定をした上で、個人での申込・参加も可能とすること。

・ 模擬施設（空港出入国カウンター、旅客機内、大学キャンパス、観光地等）や外国人スタッフを活用した実践的な英語体験を行うこと。

・ 体験の実施にあたっては、外国人スタッフが受講生をマンツーマンに近い形で指導・サポートし、英語のみしか使用できない環境となるよう配慮すること。

・ プログラムについては、次の２つの観点を盛り込んだ内容とすること。

▷ 海外への興味を引き出すとともに、自己の考えや大阪の魅力を伝えることができる。

▷ 英語でのコミュニケーションの楽しさや必要性に気付かせるとともに、自然に英語で外国人と交流できるコミュニケーション能力が育成される。

・ 効果的な英語体験とするため、受講前に使用する事前学習用の教材を用意すること。

・ 申込みについては、先着順の受け付けとし、受講生の英語レベルに配慮したプログラムとすること。

* 1. **留意事項**

・ 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。

・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

・ 受託者は、具体的なプログラムの内容について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定すること。

・ 受託者は、事業開始時までに業務実施計画書を大阪府に提出すること。

・ 事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。

・ 受託者の管理下にある間、受講生に生じる可能性のある急激かつ偶然な外来の事故に備え、受託者の負担で傷害保険に加入すること。

・ 受講生が1,600名に満たなかった場合は、その差額となる委託費を減額することがある。

**（３）効果検証・評価**

・ 本事業の目標として、海外に関心を持った割合90％以上、英語を習得しようと思った割合90％以上、参加団体数50以上を掲げる。それらを踏まえた上で、受講生の海外への興味・関心の高まりや英語習得等に対する意欲の向上など事業の効果に関するアンケート調査を、プログラムの終了の都度、各受講者に対して実施し、取りまとめ、検証・評価すること。

・ 学校単位で参加した場合には、参加の約１カ月後、学校を対象にアンケート調査を実施し、取りまとめ、受講生の英語習得への意欲や取組む態度などがどのように変化したかを検証・評価すること。

**８　事業完了後に大阪府へ提出するもの**

受託者は、事業終了後、事業完了報告書及び成果物として本事業で作成したプログラム等（印刷物・データ等）一式を大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、成果物は、印刷物の外、PDFファイル形式の電子データでも提出すること。なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

**９　著作権等の取り扱い**

・ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は大阪府が保有する。

・　成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

・　納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

**10　再委託について**

採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア　業務の主要な部分を再委託すること。

イ　契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ　公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。

エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

**11　個人情報の取扱いについて**

個人情報の取扱いについて、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）第49条第２項に基づく事業者指針（平成18年5月9日大阪府告示第1075号）を参考に適切に行うこと。

**12　その他**

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。